

今日の焦点

自分らしく生きる権利とは

—子どもの権利条約フォーラム二〇〇〇 in 群馬

地域フォーラムの意義について

「子どもの権利条約フォーラム二〇〇〇 in 群馬」を開催して

吉田 まさ子 (群馬実行委員会事務局長)

充実したプレフォーラム

二〇〇〇年十一月二十五(土)二十
六(日)の二日間にわたって東京より
北の地、群馬で、「子どもの権利条約
フォーラム二〇〇〇」が開催された。

県内で子どもにかかわるさまざまな団
体に行方委員会への参加を呼びかけ、第
一回実行委員会には県外からも含め、十

八団体三十四名の参加があった。二回目からは、実行委員会と学習会を重ね「群馬の子どもの課題」を探りながら準備を進めてきた。おもな学習会は「スポーツと子どもの権利」「男女共学、女子校、男子校について考える」「子どもオンブズパーソン制度と子どもの権利」「不登校から見えてきたこと」プレフォーラムとして、高崎出身で憲法学者の永井憲一氏による講演会「親の子育てと子どもの権利条約」と、計五回の学習会を開催し延べ三〇〇名あまりの参加となった。

特に、不登校問題では一〇〇名を越える参加があり、実践報告、体験報告からは子育ての困難さや、子どもを取り巻く環境が子どもの育ちを息苦しくさせていることを痛感させられた。



学習会を通して、スポーツの現場・地域・学校・また家庭でも子どもたちが自分らしさを思う存分発揮し輝かしい未来に向かって成長していく姿はみつけられなかった。もちろん課題に目を向けたのだから当たりまえのことだが、体罰や、いじめ、虐待、子どもが守られる制度の貧弱さが群馬の実態として浮きぼりになった。

自分らしく生きる権利と 居場所問題を軸に

フォーラム当日の全体テーマは「自分らしく生きる権利とは：今、子どもの居場所を考える」となった。

当日は十の分科会で、子どもの居場所がどうなっているのか、現状は、改善策は等々、専門家や行政の方も交えさまざまな角度から今後の方向を見つけ合うことができた。

県内では実行委員会に加わった十三の団体と多くの個人の出会いがあった。いままでも個々に抱えた課題に向かってとりくみを進めていたもの同士が「県内共通の子どもの課題」を探り一年に及ぶとり

くみを成功させた。各団体の子どもの課題の違いから議論が白熱して先へ進まないこともあったが、じっくり丁寧に一致点を探し当日までたどりつけたと思う。

県内の子どもの権利に関する団体が一堂に会したこと、各団体が知り合えたこと、一つのとりくみを成功させたこと、これは大きな成果だったと思う。

人口二〇万人の地域で子どもの人権に関するイベントに参加者があるのか、という不安をかかえながらのとりくみだったが、参加者総数はのべにして六五〇名あまりと予想をはるかに上回り、群馬もなかなか捨てたもんじゃないぞ、というのが実感だ。

フォーラムのまとめから、また新たな一歩をふみだしたい。

「自分らしく生きる権利」とは

ーいま、子どもの居場所を考える

パネリスト 増田 吉宏（若者・二十五歳）

唐澤 佑子（若者・十九歳）

山口 実（不登校の子の居場所「パスの会」）

片山 哲也（群馬県教育委員会生涯学習課）

石川 憲彦（静岡大学教授・児童精神科医）

喜多 明人（早稲田大学教授・子どもの権利条約ネットワーク代表）

司会・まとめ 安部 眞喜子（清水内科〔相談室〕カウンセラー）

子どもが、自分らしくありのままに
いられる社会は、だれもが自分の場所
を持って生き生きと暮らしてゆける社
会である。しかし実際には、居場所が
ないと感じている子どもは多い。

子どもに対する虐待、不登校、学級
崩壊、子どもをとりまく環境は、日に

日に劣悪化しているのかもしれない。
自分が生きるための場所とはなんなの
か、どこなのか、おとなも子どもも、
ともに探してみた。

六人の方にそれぞれの立場から、子
どもたちのいまを語っていただいた。

ひきこもり、そして父親が支えに

増田 吉宏

中学、高校時代つねに自分は集団生活
にむいていないと感じていた。不登校、
高校中退、大検。大学に入ったが、三、
四年とほとんど「ひきこもり」であった。
自分はだめだ、だめだと思って生きて
いて、今年の四月くらいから眠れなくな
っていた。この時父親が、自分のことの
ようにまじめに聞いてくれた。そして、
いまの自分の状況を許してくれ「好きな
ようにすればいい」といつてくれた。は
じめて親とわかり合えたと感じた。母親
ともそれ以後、以前よりはうまくいつて
いる。

父親が、ぼくの権利をみとめてくれた、
ありがとう。おふくろにも、少しありが
とう。いまの僕の仲間は、学校に行つて
いない人ばかりだが平均的な人たちのな
かで暮らすよりも幸せかもしれない。普
通に学校に行っていたよりも貴重な体験
をしていることに、いまは誇りを持つて
いる。

子どもの権利条約フォーラム2000の開催
らしく生きる権利とは=今、子どもの居場所を考える



学校は通過点、居場所は外に

唐澤 佑子

自分は学校に行っていたけれど、けっして楽しく行っていたわけではない。中学はいろいろな規制が多すぎて生活しづらかった。息詰まる感じがつねにあつて、規制をおしつけるおとなに失望した。しかし高校に行ったら、まだ中学のほうが良かったです。

大学に合格することが個人として認められることであつたり、子どもが自分で考え、行動するという発想がないことなど、いつも窮屈に感じていた。自分には、家庭という場が安心できる場所だつた。親が自由をみとめ対等に接してくれていた。また地域のなかで異年齢の子どもたちと活動する場をもっていた。そこではおたがいの違いを知って、自分たちで考え行動して行くことができた。そこが本当の意味での居場所であつた。だから学校は大学に行くまでの通過点にすぎないとわりきれた。

試行錯誤している未熟なおとなから

山口 実

自分もいまだ試行錯誤している未熟なおとなです。子どもはいろいろな形でラブコールを出してくる。たとえば、親にナイフを持ち出す子は、親をあきらめていない。あきらめていないその気持ちを「ああ」そうなのだと感じられるか。あきらめずに愛されたいという気持ちを感じられるか。自分も愛することを封印していたが、いまは愛したい。人は他人のなかで、めぐりあつて育ててもらつている。子どもが組み立てなおす時間を、自分も一緒にやっていると、子どもから指摘されている。

「人並みに」とか「高校くらい」というカテゴリーに皆がしばられている。

ひきこもる子どもがいる、親はこの子は失敗作だと思ふ。けっして子どもは失敗作ではない。その子の「いま」を認め、その人らしさを認めていくこと。「いま」から大切。人生の時間割はその人の時間割でよい。人は未熟なのだから多少は失敗してもいいではないか。いま、学校

から社会へ出て行く中間点に、不自由なその子がそのままいられる時間が欲しい。あてにされない仕事のようなものがあれば、動き始めたばかりの子どもは、自分にあつたペースで社会に出ていけるのではないか。

行政の立場からも 子どもの居場所づくり

片山 哲也

子どもの居場所づくりをしたいと思っている。行政の立場での参加は、そのための材料作りでもある。

教育は学校だけでなく、社会教育の場でもおこなわれている。そこでは評価はされない。評価は自分です。長年学校現場にもいたが、学校というのは、子どもがどうやって居場所作りをするのかを、フォローするところでもある。

どこかでだれかが子どものやっていることを認めてくれる。そこが子どもの居場所になる。いまの子どもには、体験するということが不足している。たとえばキャンプ。高校生のリーダーのもとに、自分たちで作っていく。そこで育ってい

った子どもたちが、おとなになってバツクアップをしてくれる。地域のなかで自分の居場所をつくってゆく。居場所はけっして学校だけではないのだ。

子どもの居場所や権利を、と動く のはヤバイ時

石川 憲彦

子どもの居場所をつくる、子どもの権利を守る、そのために動かなければという時は「ヤバイ」時ではないか。本来子どもの居場所は作らなくてもよいものではないか。

自己決定権などというのが声高にいわれるのも「ヤバイ」時だろう。人間はいまここに生きている。いまここに生きていることに豊かさがある。おとなはいつも社会からどう見られているか意識している。それは子どもから見るとウソっぽい。

人間というのは、もろくてダメな存在だ。人間はいずれ腐っていく。腐ってちやんとしていない人間が、次の世代を生み出してゆく。子どもは子どもとしてカラを作っている。おとなの思う未来のた

めでなく自分の未来のために、カラのなかで自分を守っている。子どもには子どもとして生きている自由さがある。わたしはわたしとして生きている。それをおとなが「作らない」と思っているそのことが、子どもから見ればウソっぽいと感じるのだ。

市民による へありのままの自分 でいる居場所づくり

喜多 明人

権利とは、当然のこと、あたりまえのことを認めていこうという意味がある。人間としてあたりまえのことのあたりまえに認めていこうということである。

子どもがあたりまえの自分をありのままに認めてくれる人に出会う、ここに本当の人間関係がある。学校はありのままの自分を認めてくれない。子どもたちは学校をみかぎり始めている。学校に身を置いているが、心は学校の外にある。

学校が子どもの居場所として不完全であるいま、各市民グループ（NGO）が子どもの居場所をつくっている。たとえ

ば、チャイルドライン支援センターなどの活動もそうである。

九十年以降市民団体の活動は、自主性をもち、かつ行政とのパートナーシップも持ち、地域に根ざした居場所作りをしている。たとえば、このフォーラムなどもそうだろう。

シンポジウムから

”ありのままの自分である”ことの難しさ

ありのままの自分であるというこのことが、子どもたちをとりまく環境のなかで、とてもむずかしい現実として存在している。たとえば、障害を持ったかたがたは、ありのまま、社会のなかに生きていくことは困難が多い。普通学級に通うことひとつをとっても、他者との関係において「めいわくな存在」という意識を払拭できない。

これは、学校へいかな存在である不登校の子どもたちや、社会的な不適合をおこしているとみなされる、多くの子どもたちのなかにもおこってしまう現象だ。君がいるのは、めいわくなんじゃない

よ、そのままでもいいよ、という声をかける必要性が生まれていること自体が、すでに不自由で、不自然なのだ。

子どもの居場所とは、子どもがどう生きていくか、ここで生きていけると感じていける場所。それはまた、すべてのおとなにとっても必要な場所だ。あたりまえのようにその場所が存在している、緊急避難的にその場所を作らなくてもいい。子どもの自主性と、力を信じて、子どもたちがつくってゆく場所にもにいられたらいいなあと思った。

大丈夫でないのはへおとな

会場の子どもからも、「子どもは、ぼくたちは大丈夫です。核爆弾のスイッチを押すのはおとなです。ぼくは自分のはやさで、自分の道を歩いています。」そんな声がかげられた。そう、大丈夫でないのはおとななのだ。子どもたちに信頼され、この世界は大丈夫と信じてもらえるそんな世界を、おとなは作っていかなければならぬのだらう、子どもとともに。



群馬の高校生が奮闘

川島 健（学生・多野藤岡子ども劇場）

わたしが「子どもアクション広場」とおして感じられたことは、企画から本番まですべてをしてくれた高校生たちが自分なりに精いっぱい力を発揮してくれたということ。その姿は輝かしくもありました。

わたしはこのイベントの責任者となり、高校を卒業してしまつたわたしよりも参加してくれる子どもたちと年も近い高校生たちが中心となって企画からやったほうがいいイベントになるだろうと考えました。

そこでわたしは子ども劇場の高校生にこのイベントをしてくれるようお願いしました。かれらはそれぞれ勉強や部活

などでいそがしいにもかかわらず、よく引き受けてくれました。わたしが地元からはなれてくらしていることもあり、そのあとはほとんどかれらまかせでした。

そしてそのまま当日になってしまいました。しかしわたしはけつして心配はしていませんでした。わたしとかれらは子ども劇場という場で、春の合宿、夏のキャンプを企画・実行してきました。そのなかで自分たちが本当にやりたいことをみんな話して・聞いて・考えあうことをかさねてきました。そんな活動をおして自分のなかのなにかがかわっていくのを感じたのはわたしだけではいはずです。これらの活動をともにやってきた

かれらならわたしがいなくとも大丈夫だとわたしは確信していたのです。

その確信をかれらは見事に現実のものにしてくれました。企画段階から一つひとつやってきたところがイベントのなかに多く見受けられました。イベント中、仲間たちと力をあわせてのりこえていくことができました。イベントをおえたあとの交流会での精いっぱいやってくれたかれらの笑顔をわたしは忘れることができせん。参加してくれた子どもたちから楽しかったとの声も聞くことができました。きつと参加してくれた子どもたちみんながなにかをつかみとつてくれたに違いなと思います。

さいごに企画から実行してくれた高校生みんな、本当にありがとう。今回のイベントでみんなの成長を見ることができて本当にうれしかった。きつとみんなの思いは参加してくれた子どもたちにとどいていることでしょう。これからも本当にみんながやりたいことをしていただく。

試行錯誤の経験から多くを学ぶ

— 企画者の目からみた子どもアクション広場

小野里 拓（高校生・多野藤岡子ども劇場）



わたしたちは、いままで子ども劇場の活動を通して、キャンプや合宿などいろいろな活動をおこなってきましたが、このアクション広場のような、ほとんどが外部の、しかも初対面の人たちと活動をおこなうというのは初めての経験でした。だから、みんなでやろうと決めた後も、なにをすればよいのか、どうすればうまくいくのか、試行錯誤の連続でした。当日、うまくいかなくて参加者の方々に迷惑をおかけした点多々あるとは思いますが、その反省を活かして、これからのさまざまな活動に役立てていければと思っています。

まず、最初におこなったアイスブレイ

キングの「ダブルス」では、説明だけではやや分かりにくい点があったと思いますが、だいたいの方には楽しんでいただけたのではないかと思います。ただ、少し遅れて来た方のなかにはルールがわからず参加できなかった方もいたようで、そういったこともきちんと考えておければ良かったと思います。

次に、「権利と義務」に移る際のグループ分けですが、学年別として分けようとしたところ、不登校の方をはじめとした一部の方に大変不快な思いをさせてしまい、なかには帰ってしまった方もいたようで、これは最大の失敗でした。年齢順にするのが妥当だったのでしょうか。

「権利と義務」についてですが、事前に権利と義務のリストを渡していなかったというミスがあり、チルドレンズ・エクスプレスの外国人の記者の方に迷惑をかけてしまいました。さらに、権利と義務の内容が不明確であったり、難解すぎた点も否めません。また、わたしたちはすっかり権利と義務は表裏一体のものであると思いきんでいて、それを前提として説明や進行をしていましたが、必ずしも権利と義務は対応していないと考える

他者を自覚し、話し合うプロセスが大切

—参加者の目からみた子どもアクション広場

澤田 瑞穂（高校生）

方も少なからずいらっしやって、そういう意見もくんだ話し合いをすることができたらよかったのだと思います。「女性と男性」については、いろいろな意見を聞くことができてよかったのではないかと思えます。わたしのグループに関していえば、さまざま具体的な事例

を聞くことができ、非常に有意義でした。普段意見を交わすことのない相手だからこそ、多くの意見、そして多くの反省点を見出すことができたのだと思います。今回の反省を活かし、これからもたくさんの人とふれあうことができればと願ってやみません。

「権利を主張するには、まずそれに見合う責任を果たさねばならない」
いつの頃からか、周囲にその存在を教えられたひとつのルール。理屈としては納得していたルール。けれども、その言

葉の曖昧さから、じゃあなにをしろうというのさ、とばかりになかば黙殺してきてしまったもの。その意味するところが、今回の経験により少し、見えてきた気がします。

学校生活において、「これがあつたらいいのに」と思うような権利をいくつか挙げる。そして、その権利を得るため果たすべき責任はなにか、ということを数人のグループで話し合う。こうした全体の流れにより、権利そしてそれにとりもなう責任、というもののあり方に対し、ある種の抵抗や身構えなしで向き合えたと思います。最終的には各グループごとに、一つの権利に対して一つの責任、という対応関係を決めなければならなかったけれど、人それぞれ考え方が異なり、一つ決めるにもけっこうな時間を要しました。ひとの話聞いているうちに、ああ、そういう考え方もあるのか、と感心して自分の考えがころっと変わってしまうこともしばしばでした。

そんなふうには話し合っていて一番強く感じたのは、この活動において大切なのは、出された結論ではないのだ、ということ。話し合っておたがい説得したり、されたりして一つの答えを出そうとしていくという過程が大切なのだなあ、と思いました。いい換えるならば、自分とは違う他者の存在や、考え方を知らず、という感じでしょうか。

結局のところひとり生きていけるひとなんてどこにもいない。けれど、自分とは違う存在である「他者」を認めることができるひとはあまりに少ない。でも、自分も相手もおたがいに幸せになれる、満足できる方法を、努力してさがしていくことならできそうだなあ。そしてたぶんこれがわたしに残された、唯一の方法

だし、なすべきことなのだろう。そう思いました。自己中心的な性格のため、自分を否定されると、すぐに反対側を向いてしまいたくなるのですが、これからはきちんと相手と向き合おう、そう思わせてくれた大切な機会でした。

シナリオのない「コミュニケーション」

「アディクション（嗜癖）のあなた」とわたし

原田 いず美（特定非営利活動法人 防止教育コミTEE理事長）

CAPの活動を通して

わたしたちは、これまでCAP（Child Assault Prevention）子どもへの暴力防止

プログラム）の活動に携わってきている。人権を中心に置いて生きる力を育てようとするこの教育プログラムは、一九九五年から急速に日本各地に広がって活用されている。わたしたちの活動量も増えて

いく一方、かねてからこのようなプログラムがワークショップが、もつとさまざまな形で存在してもいいし、それを提供する側・依頼する側の双方が、おたがいにもつとプログラムの選択肢を持った方がいいと考えていた。また、「むかし傷つけられた子どものまんま年を重ねたおとな」にきちんと向かい合っていきたいということも考えていた。

そんな折、ころよくわたしを受け入れてくださるアメリカのNPO団体が現れて、思いだったら吉日とばかり家族そろってしばらく渡米することになった。ついでに十数年ぶりに大学にも通わせてもらって、複数のNPOに在籍したわけだが、いま、ひとつの円卓会議を思い出している。主催団体は、D・V（ドメスティック・バイオレンス）の防止介入に当たっているNPOで、テーマは「十代の学校における暴力」だった。一見、D・Vと十代の学生の接点は少ないように思われるかもしれないが、じつは十代の子どもたちにI・P・V（インティメイトパートナーズ・バイオレンス）は深刻な問題であり、D・Vと同様にI・P・Vの防止教育プログラムもできてい



原田いず美さん

る。

円卓会議で感じたこと

当日その円卓会議に招かれたのは、地域の中学校・高校校長代表、検察官、警察官、医師、心理士たちで、参加者はNPO関係者、教師、中学生、高校生、保護者たち、もつと細分化すれば同性愛者、身体障がい者、シングルマザー、シングルファザー、刑務所からの出所者、移民、そして外国人のわたし。

参加者から発言・提言がなされ、分科会では、それぞれの専門家が持ち帰って検討する内容まで踏み込んで話し合いが進められている姿を見てふと思った。日

本では、どうだろう？NPOが主催する円卓会議にこれほどの人々が一堂に集まるだろうか？参加者からの発言や提言がそれぞれの機関や組織にも持ちかえられて、検討され改善されていくだろうか？天文学的数値ほど可能性は少ないと思っただ。これから帰国する日本は本当に遠い国に思えた。

アディクション（嗜癖）にとりくむ

世のなかには、いじめ、犯罪、家庭内暴力、校内暴力などを、行動の選択肢に選ぶ人たちがいる。そして、その選択肢のターゲットに選ばれて、巻き込まれていく人たちがいる。わたしたちおとなのなかにも、「かつて傷つけられた子どものまま年を重ねて、おとなになった人たち」がいて、ある人はひっそりと、ある人は回復を求めて、ある人は社会に背を向けたりして生きている。

そのなかには、格別の大きな声を上げることなく、自分なりの回復の道を求めて地道に年輪を刻んでいるグループ、AAKK群馬がある。アルコール依存症、薬物依存症、摂食障害などの嗜癖（アディ

クション）にふけるといふ表現手段を用いて「人間の窮状」を訴える人たちが集まり、共通する問題を話し合って、そこから得られる共感を支えに回復していくとするグループだ。

さまざまな依存症を受けとめる

セルフヘルプ（自助）ミーティングは、「いいっぱなし」「聞きっぱなし」だから批判も説教もない。親・夫・子どもの課題や自分自身の生きづらさなどで悩む者どうしが、自分自身の生き方をみつけていく場所だ。

最近になって、アルコール依存症だけでなく、薬物依存症や摂食障害についてようやく関心を持つ人たちが出てきたが、あいかわらず社会の対応は大幅に遅れている。いまも依存者とその家族は、病気に苦しむのと同時に、偏見に基づく社会のなかで不適切な処遇に甘んじて生きている。ましてや他のアディクションや、アディクションがひとつの原因となつて起こるさまざまな家庭内暴力（D・V、虐待）との関連性については、ほとんど知られていないのが現状だと思う。

人間は、なんらかの表現手段を用いて「窮状」を訴える可能性を持つものであって、けっして「普通ではない人たち」の「特殊な問題」ではない。

フォーラムでのシナリオのない話し合い

わたしたち双方のグループに絶好の機会が訪れた。「子どもの権利条約フォーラム二〇〇〇 in 群馬」開催にあたって、示し合わせたように共同で分科会を持つという事になった。

子ども、権利、おとな、アディクションというキーワードを合致させることは簡単だった。子どもはいずれおとなになり、子ども時代のないおとなはいないこと、そして人権を持っていながら侵害され続ける結果、ある人はアディクション問題とともに生きることになること、わたしとAKK群馬代表の長谷川さんは、とにかく参加者を主体にして、シナリオなく進めようという柔軟かつ無謀な計画に、大はしゃぎでとりくむことになった。当日は予定した三倍くらいの参加者、六〇名が集まった。おとなの本音と子ども

もの本音が、大まかな予定をさらに狂わせて話し合われた。語られる内容は、どれも勇気のいる話ばかりだった。

かくしてわたしたちは、「人権は人が考えるものではなく、人によって傷つけられ、人によって守られるもの」ということを涙目になって確認するにいたった。

「振り分け」から「当たり前前にそばにいる」関係づくりへ

NPO先進国アメリカのように地域社会のサービスの一端を担って、わたしたちNPOが機動力や発言力を持つのはまだまだ先のことだろう。

居心地慣れた集団や場所から外に向けてかかわりを持つことは、ある意味では勇気のいることだ。だけど、同性愛、障がい、ひとり親家庭、施設、犯罪歴、異国籍、アディクション、HIV、そういうこととともに生きている人たちが当たり前のようにわたしのまわりにいるのがいい。とかく固定観念や偏見を持たれやすいこれらの人々から、どれだけたくさん学び直しができるだろう。

べつべつに振り分けられてきた人たち

は、わたしたちのすぐそばにいるから、すぐに手をつなげることが今回わかった。人が人を「排除」「無関心」という形で振り分けるのではなく、ともに生きていくことを選んでいきたい。

スポーツの楽しさを感じてみよう

入澤 充（東京女子体育大学講師）

西原静香・小出利一（群馬県スポーツ少年団指導者協議会運営委員）

楽しくないスポーツ部活

最初に、西原さんからつぎのような事例発表がなされた。

小学生時代のバレーボール少年団で体験した言葉の暴力が心に残っていた。男性指導者だけだったことから女性にアドバイスできない状態で活動がおこなわれていたために、相談したいことがあってもできなかった。中学生時代の部活動では、レギュラーと補欠の差が大きく「くやしい」思い出ばかりが残っていて小学・中学生時代のスポーツに対して楽しい思い出があまりない。

高校生になってから、スポーツ少年団のリーダー活動を体験して、スポーツの楽しさを伝える役割を見つけて「スポーツの楽しさをたくさんの子どもたちに体験させたい。」と思って現在は、指導者になって活動している。

スポーツ少年団の活動を考える

西原さんが活動しているスポーツ少年団という団体について、司会者から補足説明がされた。一九六二年に日本体育協会が育成を始めた青少年団体。最初は中高校生のための青少年団体だったが、昭和一九七五年ごろから小学生を中心にし

たスポーツ団体のようになってしまった。現在は、全国に九十万人の子どもたちが登録して活動しているが、そのうちの約八十%が小学生となっている。しかし、生涯スポーツの中核となるべく青少年団体として、中高校生のリーダー養成の事業・国際交流事業等の充実した事業も展開している。

暴力肯定のスポーツ指導に疑問が集中

参加者からスポーツ活動中の暴力について疑問がだされた。その主な声を紹介しよう。

A わたし自身はスポーツが得意でなかった。子どもが野球をやりたいということ、野球の少年団に入ったが、指導者が子どもたちに暴力を振るったことが問題になった。しかし、その問題を指導者も保護者も「スポーツは勝つためにやっているのだから、しかたがない。」という意見でまともってしまつた。子どもは、野球を続けていたかつたが、勝つためならば暴力も肯定してしまう活動方針に納得できなかったの

で退部させた。子どもたちのスポーツ団体は公的な性格を持つているはずが私物化されて、暴力に耐えられない人は、スポーツをおこなう機会さえ失ってしまっている。

B サッカーの指導者で、勝っても負けても「怒る」指導者がある。これは、指導者の自己満足にほかならないが、保護者もそのような行動を容認している。

C スポーツを子ども時代に体験した人ほど、スポーツに多少の暴言や暴力はつきものと考えている人が多く、特に、四十歳代前半の指導者は、スポ根アニメ世代だったことからその影響を受けていると思う。

D 指導者は、ボランティアということで責任逃れをしてしまい、保護者も「お世話になってる」という感覚から多少の疑問があっても対等に意見ができる関係にない。

(A～Dの意見は、保護者)

子どもの声

—どなられるけれどしかたない？

E 会場にいた川西市の女子小学生からの意見として、「サッカーをしている。練習で多少は怒られるけれどよいプレーをした時にほめてくれるので、楽しい。コーチもみんなおもしろいから楽しい」

F 会場の高校生から、小学生からバレーボールをしていながらもレギュラーとしてやっているけれど、監督に怒られるのはしかたがないことと思ってる。しかし、それは、「我慢」の連続だった。

G 子どもの時は、スポーツ嫌いだっただ。仕事では、スポーツ関係のことに従事しているが、大学生でスポーツをしない人たちが増えている。このままでよいのかと心配になる。

権利としてのスポーツ、文化としてのスポーツをこそ

以上のような会場の意見を聞いて、入

澤(「スポーツ法学」専攻、フェンシング部顧問)さんがつぎのような指摘をおこなった。

① 暴力は、どのような理由があっても人の尊厳を侵すものであるから容認してはいけない。現在、大学でスポーツ活動をしている人たちの多くが体罰を体験しているが、それに耐えて勝つことがよいことと思っている。このことが問題点で「スポーツは楽しむこと」が置き去りにされている。

② スポーツは権利だ。ヨーロッパでは、「スポーツ基本権」が確立されていて、フェアプレーの根源はスポーツをする権利を公平に持っていることにある。スポーツは文化であるが、日本にはそのような考え方が確立されていない。そのことは、大変不満である。

スポーツ界は、先輩後輩の関係が大きい。そのことが大学スポーツ界の停滞を引き起こしている。しかし、そのことは指導者によって変化させることができる。

③ 指導者として、スポーツは文化であること、体育は教育、ルールを教え、身体を育てる。その区別が理解できな

い指導者は、そのことを理解できるように学習してほしい。

④ ボランティア指導とはいえ、スポーツ事故及びスポーツ障害について責任を回避できることではなく、安全面については常に配慮が必要であることを指導者も保護者も知っている必要がある。

「スポーツが楽しくない」 現実を見据える

司会者から「どのようでしたらスポーツが楽しくなると思うか」と質問して見た。再び会場からの意見が出された。①「スポーツは、争いごとではない」ということ、②「勝ちたい」ことだけを追求すると、相手をけなしてしまう。これでは、よいチームワークはできない。相手を思いやる指導ができる指導者を育成してほしいこと。

ここで、会場の男子高校生から、「公平で、よいコミュニケーションがとれたらスポーツが楽しくなる。」との意見。もっとも大切なことを、的確に発言してくれたと思う。

会場からの意見は、「スポーツは楽しむこと」からかけ離れた内容が多かった。

会場の雰囲気から「スポーツとはつらい練習を我慢して、勝って、喜ぶことができればまだよくて、勝っても次に向かつての我慢大会になっている。」といった感じを受けた。これでは、おとなが子どもに対してスポーツを積極的に勧められるだろうか。また、本当に心身ともに健康な子どもたちが育成されるだろうかと感じた。三十年前の子どもたちは、自分たちで好きなスポーツを仲間とおこない楽しんでいたが、おとなの介入とともに加齢して「楽しさ」を奪ってしまったような罪悪感を感じた。

スポーツは、楽しいから身体によく、健康な心も養うと思う。しかし、日本ではどれほどの子どもたちが、楽しく、スポーツをおこない、自分で好きなスポーツを選択しているのだろうか。そして、おとなたちも自己満足のためのスポーツ指導ではなく、子どもたちの健全な育成のために指導を科学的にそして、冷静におこない、スポーツを好きになってもらうサポートや好きなスポーツを見つけるサポートをできているだろうか。一人の

スポーツ指導者として多に反省させられる分科会となった。

スポーツを楽しむ権利、スポーツを選択する権利は、人として生きていく上で重要なことだと考える。また、大切な権利だと思う。スポーツをおこなう際に、暴力や暴言はいらないのであってそのことによってスポーツができない環境にある子どもたちは大変不幸な状態と考える。

スポーツは、よいコミュニケーションを創り出すツールであると同時に生きる力を育むために必要不可欠なものと信じている。そのために、子どもたちがスポーツを楽しめる環境を創り出すことが大切で、おとなたちの責任は大きい。

障害をもつ子どもと市民の文化交流に向けて

小柏 桂子（工房 あかね）

に出会った。思わず涙が流れた。

アートってこんなに自由なんだ
あふれる熱気で、思わず圧倒された。
一九九八年、長野パラリンピックと平行して開催された「アートパラリンピック」の会場、信濃美術館を訪れた時のことだった。

絵画や書、陶芸など、会場に展示された作品は、どれも新鮮な驚きと感動を与えるものばかりだった。思いきりのびのびと、その勢いがそのまま作品となりエネルギーがほとばしっていた。この伝わってくる暖かさ、大らかさはなんだろう。「がんばらない」と書かれた一枚の書

もう二十年も前のことなのに、がんばることだけに希望をつないでいた頃の自分の姿が重なり、たまらなくせつなかつた。泣き出してそうなるのをこらえてマフラーに顔をうずめた。そしてそうしながらもわたしのなかで熱いものがこみあげてきた。
忘れていた感覚だった。その熱さは、これからの方向を決める確かさでもあった。
表現する場があれば、彼らは、こんなに素直に自分を解放し、創作していくのだ。それは彼らにとって唯一本当の世界ではないだろうか。生きてきたパワーが、

あふれるほどに彼らのなかに、マグマのように蓄積されているのではないだろうか。

押さえようのない感動をかかえて出口に向かうと、美術館の外はずでにうす暗くなっていた。善光寺から駅へ続くゆるやかな坂道を歩きながら、紅潮した頬に冷たい風が心地よかった。商店街のウィンドーにも、障害をもった人たちの作品が飾られ、そのひとつひとつがいとおいしく輝いてみえた。

生まれてきたことに意味がある

生後三カ月たった夏の暑い日。
血液検査の結果、ダウン症と診断された息子龍太郎を抱いた夫は、病院のろうかを歩いてきた。その後ろから、言葉もなく、涙もなく、乾いて、妙にぎこちなく歩いていったわたし。その感覚だけが、までも記憶のなかにある。いまでも、早期発見、早期療育といわれ、さまざまな機関も整ってきているが、二十年前は、その言葉すら耳なれないものだったような気がする。ダウン症という染色体の異状には、当時の医学（いまでも）でも、



小柏桂子さん

なすすべもないことを知らされたのだ。

まもなく、アメリカ、フィラデルフィアの間能力開発研究所のグレン・ドーマン博士の著書『親こそ最良の医師』を知ることで、そこにわたしたち夫婦は、探し求めていた治療法を見いだせた思いだった。

二カ月後、わたしたち親子は、フィラデルフィアにあるグレン・ドーマン博士の研究所を訪ねていた。ドーマン博士の笑顔と、大きな手に抱かれた息子は、その日満一歳の誕生日を迎えていた。研究所の広い芝生に、ライラックの花が満開

の四月、これからどうなっていくのだろうという、いい知れぬ不安は、期待へと変わっていった。十日間の滞在の間に、運動面、知性面、栄養面とすべてにわたる発達段階がチェックされ、最良のプログラムが生まれ、そのプログラムを自宅で一〇〇%クリアすることが条件となる。世界中から三十組ほどの家族が集まっていただろうか。国や人種を越え、親としてひとつの目的のために集まっていた。言葉は通じなくても、子どもに注ぐ視線だけはみな同じだった。

帰国後、朝起きてからハードな訓練が続く。首からタイマー、分刻みのスケジュールでトレーニング。知性と運動面と一日のなかにバランスよく組まれる。食事と入浴、寝ている間以外はすべて訓練という、親にとつてハードなものだったが、忙しく過ぎていくそのくり返しが、逆にわたしのなかから、元気に成長していく息子の姿を思い描くこととなり、過ぎていく一日一日が、わたしにとつて大きな救いとなっていたような気がする。歩けるようになって、人間にとつて「這う」という行為は、成長の段階で大切なプロセスだと、教授はいわれた。その

ため一日に二キロ、三キロと這うプログラムが組まれる。歌いながら、話しかけながら一緒に這う。楽しく這うことが、一日の与えられた距離をクリアすることにつながっていく。息子は楽しそうにわたしに添いながら、前に行ったり、後ろから追いかけたりと、嬉しそうな笑い声が毎日響いた。一週間でひざが抜けてしまふジーンズ。なん本目だったろうか。母が用意してくれた白いサポーターが置かれていた。その訓練を続けることで、わたしは可能性に向かって進み、息子の成長だけを見ていられた。健常児に近づくことだけが、幸せなことなのだと思いつづけていた。訓練は三年半続いた。

「生まれてきたことに意味がある」「みんな違っていいんだ」そう心から思えるようになったのは、もつとずっと後のことだった。

アートから新しいコミュニケーションへ

赤や黄色、ブルーや緑のアクリル絵の具の鮮やかな色が、髪の毛や顔にまでとび散り、キャンパスは床に置かれている



アートスペースにて

のに、筆は弾むようにキャンパスの外まで伸びていく。その勢いとリズムミカルな筆の動きが、見ていて心地よい。全身で描く息子の笑顔には、絵の具がとび散り、それが笑いを誘う。まるで色と戯れているかのように筆が動く。

「アートスペース」を作りたい。その

思いは長野のアートパラリンピックを観て、そして一九九九年三月、驚きのなか、東京都美術館で開催された「このアートで元気になる エイブルアート99」を観て、決定的なものとなった。従来の福祉の延長線上のイメージはそこにはまったくなかった。新鮮な感動で包まれた。その感動は強力にわたしの後押しをしてくれた。

障害をもつ人たちを中心に、人が集い、創り出す喜びや新たな可能性をめざして、共有できるスペース。そして福祉の枠のなかだけにとらわれないで、ひろくさまざまな人とのかわりのなかから、新しいコミュニケーションを作っていきたい。従来のように、障害のある人たちだけが集まる場所ではなく、彼らを中心に多くの人たちが行き交い、参加できるものを目ざしたい。新しい試みの場合は、意識が高まり、そこからきつと回路のように生まれてくるもの、それが大切なことだと思っっている。芸術活動というと、特別な限られた人たち、一部の人たちがかわることのような見方をされがちだが、自分を表現する手段、コミュニケーションのひとつの方法であると思う。

国籍や人種の壁も関係なく、社会のなかでの一人の人間としての存在の認識につながっていくような気がする。養護学校高等部を卒業した後の選択はかぎられ、施設か作業所が多くをしめている。単純作業のくり返しが、子どもたちを無表情にしているのだろうか、さびしかった。障害をもっている人たちが、個性を伸ばすという選択は与えられてはいなかった。なぜ、どこに行っても同じなのだろう。一人ひとりみな違うはずなのに。そんな素朴な疑問がいまの活動につながってきた。施設や作業所という枠のなかでだけ絵が描かれている現状。そうではない、独立したスペースとしてあるべきものなのだ。

これからのアート活動に一緒にかかわる子どもたちが増え、またそこに多くの人たちがかわること、広がっていく輪がさらに大きく広がっていき、人と社会が変化していく。

そしてひとつの「アートスペース」からの出発が、やがて仲間づくり、町づくりへと発展していくものとわたしは夢みている。

＜フォーラム特別講演＞
少年法改正
—いま問われているもの

「透明な存在」からの脱却

—少年の立ち直り支援の現場から

浅川 道雄（元家庭裁判所調査官）

少年事件をどうみるか

—犯罪は減ったが不登校が増えた

現在、いわゆる少年事件のなかで凶悪事件とか粗暴事件というのは、戦後一貫してずっと減り続けています。日本という国の少年犯罪数は世界の先進国のなかでもめずらしいほど、統計上は最低数です。また、少年事件の再犯率も世界でもっとも少ない国の一つです。さらに、その影響としてもっとすばらしいことはおとなの犯罪が世界でも珍しく非常に少ないのです。

つまり、再犯が少ないのと同じようにこういう家庭裁判所の手続きが少年法上

の「健全育成」の観点でくわしい科学的な調査をした結果、科学的な処方せんをたててこういうふうにしようじゃないかということになる。しかも、少年法で目的の次に書いてあるのが、子どもに対してはたらしきかけるだけでなく「環境の調整に関する保護処分」なのです。「環境の調整」、子どもがこんなことになったような環境状況も本気でなおさなければ、非行からの回復はできない、という視点が入っているのです。だから、環境状況もなおしちやおうとすると、どんどん犯罪が少なくなる。

ただ、とても心配なことは犯罪が減り続けた結果、子どもたちの側でそれと反比例して増えることがあるのです。な



浅川道雄さん

が増えたかという点、不登校の子どもが年々増え続けているのです。つまり子どもたちは犯罪はしないけれども、体の方になんらかの変調が起きているという状況なのです。

I いま、学校で問うべきこと

考える習慣をもたない子ども

わたしが定年退職をする十年か十五年前くらい前からだと思うのですが、それまでとてもよくしゃべっていたのに、いよいよ事件にかかわる話になったらとたんに、発言がぱたっと止まっちゃう子どもがあらわれたのです。そのことについてももうしゃべってくれないのです。こちらが本場にニコニコしながら、雰囲気が出てきたところで聞いているのにしゃべらないのです。「ところでこのとき、こんなことが起こったんだけど、そのことについていまはどう思っているの？」と聞くと、「さあ。」と。「そのときになにかあったか、なんでもいいから話してくれないか。」「べつに」。頭のなかになにもないらしいのです。これはわたしの体験だけじゃなくて、同じような体験をほかの調査官もするようになりました。最近の子どもた

ちのなかには非行少年のなかのある部分に限ってかもしれないけれども、考えること自体が不得手であって、考える習慣がついていないんじゃないかなと思うような子どもが現れてきたのです。

ある調査官の配偶者が小学校・中学校の先生で、その方の話によると文部省の学校指導要領という文章があるのですが、それが改正されるたびに、学校指導要領のなかに入っている一学年の間に教えなきゃいけないという教科の内容が年々増えてつづけている。そのため授業のスピードがどんどん速くなり、それに追いついていかなければならないので、教えられたことに疑問をもったり、考えたりすることは許されない。教えられた通りに素直に飲み込む。考える習慣がつかないのは、当たり前のお話なんです。小学校、中学校、高校と学齢が上がるにしたがってだんだん考える習慣がなくなるということです。

そういう学校制度というのが、いま子どもたちの身に重圧として支配している。記憶の容量を最大にして反応速度を最大にするというのは、みなさんごぞんじの

ようにパソコンかワープロなんです。人間らしさとか、個性というのはそのさいに邪魔にこそなれ、そういう能力をあげるためにはなくなつた方がいらいぐらいいんです。そういう方向をめざして学校教育はおこなわれてきました。

五段階相対評価って、 ジャガイモじゃあるまいし

もう一つ重大な家庭裁判所からみてこれこそが非行少年をつくりだすためのふるいだというのは、五段階相対評価です。標準偏差というカーブに合わせて、たとえばよくできる子どもを学年のなかから七%選り出し五をつけ、もう片一方の手でおちこぼれだという子どもを七%選り出して、それに一とつけて分類するわけです。

じゃがいもとか卵とかを分類するならまだしも、生き物である人間を教育するときに、こういうことでレッテルをはることがどういう意味をもっているかと思うとわたしは腹が立ってしかたがないのです。なぜなら、非行少年といわれるよ

うな、そういうところに追いつめられている子どもたちというのは、ほとんどがオール一です。オール一になつたから非行少年になつたとさえ思われるような子どもたちが山ほどいるのです。

文部省は、緩和策として通信簿は絶対評価で付けてもいいとしました。通信簿には、一とか二とかつけなくてもいいと。でも学籍簿は全部正確につけると、内申書にそのまま当てはめられるんです。一や二がないと思つて喜んでいても、内申書で向こうへいつている書類にはオール一だつたりするわけです。

〈腐つたりんご〉を見つけて 喜ぶ学校って？

もっとひどい体験があります。鑑別所に入るまでの間、三とか二とかがあつた子どもたちが鑑別所に入り、それから学校に戻されて次の学期末の通信簿をみたら、オール一になつていのです。なぜなら先生はだれにも一をつけたくないので、この子につけとけば大丈夫、だれからも文句をいえないという、腐つたりん

ごを見つけたら大喜びでみんなが一をつけるのです。それを先生に抗議しても、成績はテストの点だけでなく平常点というのがありますから、といわれたらそれつきりなのです。平常点を加味されてオール一になつた子どもというのは、二度と立ち直れない。

五段階相対評価というのは人格的に全面的に否定される人間が機械的に七%つくり出されるような成績評価なんです。そういうものがいまだに猛威をふるつていて、子どもたちが学校の勉強に意欲をもてなくなり先生にムカつくというのは当然ですよ。そういうことを無視して従順に学校にいきなさいって、せき立ててる親に対しても同じようにムカつくのは当たり前です。

「義務教育」でしる

ムカつく子どもたちをいまのような学校制度のなかで、ガンとして抵抗させないような原理というのが、いまの学校に働いています。調査官の現場にいるとしばしば突き当たるのですが、それは義務

教育という言葉です。

非行少年たちの大部分は義務教育というのは、小学校・中学校の九年間、なんの文句もいわないで休まないで学校に行きつけなければならぬ自分の義務だということなんです。これはとんでもない、大間違いなんです。義務教育という言葉は、憲法と教育基本法とに二重に規定されていますが、今日の法律上の観点からすれば、爪のアカほども子どもの義務ではなく、小学校・中学校の九年間のかけがえないその世代の成長発達の権利なんです。

Ⅱ 神戸須磨の少年殺傷事件で

残された問題

—少年事件を引き起こす原因として
の義務教育

神戸事件A少年の言動をふりかえる

非行の問題にふれていきますと、この義務教育という言葉がとっても恐ろしい非行とのかかわりで重大な影響を今日ま

で及ぼしているのです。なにが証拠としてあげられるかというと、一九九七年に起こった神戸事件です。この事件は、昨年の連休中に起こった事件などまでずっと尾を引いていて、大変大事な事件なので解説しておきたいと思います。

神戸事件というのは当時十四歳で中学三年生だったA少年がやった幼い子どもをターゲットにした連続殺人事件です。めったにないというほど非常に悪質な事件です。調査官三人がついて調査し、裁判官が真剣に審判し、しかもその間に三カ月かけて精神科のお医者さんを二人つけて精神鑑定までしてくわしく調べた結果、この子がやったんだということが認定され医療少年院に送るという決定になりました。

そうしたら、家庭裁判所の調査官であったわたしの常識がガタガタに崩れちゃったのです。あの子のおいたちと家庭環境ですが、両親は健在で、中流階級の家です。神戸の須磨区に団地のはずれに高級住宅街があつて、そのとても見晴らしのいい高台の一戸建ての二階屋で、広い庭もついているようなところの住人で

した。お父さんは地元の大企業の中堅幹部、お母さんは専業主婦で、子育てとPTA活動に熱心な方です。いままで非行の前歴はまったくなく、男だけの三人きょうだいの長男なのです。ふつう、長男は三人きょうだいのなかで一番非行に走れない子なんです。親の呪縛が強すぎて、非行も家出もできないんです。で、そういう位置づけのところにいる、しかもそういうことがあてはまらないような中産階級の豊かな家庭のなかに育った子どもが、あんなことをどうしてやったんだろうと、信じられずいっしょうけんめい材料を集めて考えなおしました。すると、間違いなく第一次的な資料だというふうになわたしの目にうつったのが、まだ捕まる前に神戸新聞社に送りつけた犯行声明文でした。

犯行声明文で読み過ぎしたもの

ぼくは目を皿のようにしてそれを読み返したらうっかり読み過ぎしてきたところに、大事なことが書いてあったのです。「ボクがうまれたときからのボクのま

までであれば、わざわざ切断した頭部を中学校の正門に放置するなどという行動はとらないであろう。やろうと思えばだれにも気づかれずにひっそりと殺人をたのしむことができたのである」

その次に「ボクがわざわざ世間の注目を集めたのは、いままでもそしてこれからも 透明な存在でありつづけるボクをせめてあなたたちの空想のなかでだけでも実在の人間として認めていただきたいのである」

つまり彼は、自分のアイデンティティをたどりはじめたら、生まれたときからの自分ではなくて、なんと無色透明な手がかりもない、まったく手ごたえのない、無価値なものになっていることに気がついたのです。

彼が本当にそうなるべきだと思っていたし、そうなっているはずだったというのは、彼としてはここで表している「実在の人間」なんです。手ごたえのある個性的な人間らしさを備えた実在の人間でありたいと願ってきたのに、気がついて自分を見直してみたらもう人間らしさも自分らしさもまったく失われた透明な存

在にいつのまにかなりはてていた。せめて、みなさんの空想のなかだけでも実在の人間であるあかしを立てたいために、ひっそりと知られずにもやれた殺人を、あえてこれみよがしにやってのけたのです。

この気持ちが彼の本当の気持ちだったのです。彼は思春期になってこれから人間になるはずだったのに、気がついてみたら未来永劫人間には成りあがることのできない、おかしな透明な存在になってしまったということを実感するわけです。自分に対する定義では人間という言葉は使えなくなっちゃったのです。「透明な存在」でしかない痛み、苦しみというのが大きいということがわかります。

「透明な存在」にした 義務教育への復讐

それと同時に「透明な存在であるボクをつくり出した義務教育と義務教育を生み出した社会への復讐もわすれてはいない」。

つまり、さらに深い動機として、おれ

を透明な存在に落とし込めた最悪の敵はだれだということを見出し、それは義務教育と義務教育をつくり出した社会だということ。彼はそれを象徴的に表すために切断した首を自分の通っている中学校の正門まで置きにいったんですね。

わたしはドキンとしました。いままでも三十何年間つきあってきた、立ち直ることができないと思われるほどの深刻な非行少年たちがわたしに心と体で訴えていたこととまったく符合するんです。

大部分は義務教育のなかで落ちこぼされて、おまえは義務を果たしてないから、できないの当たり前じゃないかと追いつめられ、おれが悪かったんだ。だれのせいにもできないんだ、と自分をうらみ、自己嫌悪に陥り、それでも生きつづければならないから、非行を繰り返していたような子どもたちです。このA少年は義務教育という敵を見つけたままがあつて、うらみを晴らす行動をとれたのです。

権利を教えてくれるおとながない

でも、これは大きな誤解です。わたしが一番悲しかったのはA少年に対して小学校・中学校の間に「義務教育というのは爪のアカほどもきみの義務じゃない。きみの本当にかけがえない成長発達の権利に行使するためにこそ、親や国や地方公共団体が国の税金できみたちに教師を雇って、奉仕しているんだよ。」ということを教えてやる人がだれ一人いなかったということ。そのことを彼が知っていたら、事態はまったく違っていたにちがいない。こんなところに彼を追いつめたのはなにものなんだということをおぼろげに本当にしみじみと感じますし、その片棒をおとなとしてのわたしがかついでいたということについて本当に悲しくてしかたがなくなりました。

タブー視された「義務教育批判」

この問題はある一部の人たちから実は犯行声明文が出て、A少年が捕まったこ

ろから取り上げられ、学校教育に批判の目が向き始めていたのですが、それがある時バタツと止まるのです。これには大変はつきりした証拠があります。

この事件を取り調べていた神戸地方検察庁（以下、神戸地検）が事件を家庭裁判所に送るときに、それまでにやったことのない記者会見をおこなったのです。

神戸地検の検事正が、そのなかではつきりと声明しました。「ちまたで伝えられている学校教育の問題ではない。この子の小学校上級学年のときにこの子をおぼろげに殺したおぼろげに死んだ。この子はおぼろげに死をきっかけに生死ということに非常に強い関心をもった。そして最初にナメクジの解剖をした。そのつぎにカエルの解剖、それであきらまないで生きたネコの解剖をするようになった。それでどうとう人間にいたった、というのがこの事件の本当の動機だ。」という話をしたのである。おぼろげに死んだら人殺しをやるようになるって、そんな理屈がありますか。でも、直接この事件を調べることでできる権限をもったところは、

神戸地検だけなのです。

行政のその部門の最高責任者がわざわざ記者会見を開いて発表したのだから、それには記者たちは従わざるを得なくありますよ。それで学校教育の問題だつていう人がだれもいなくなつちやつたのです。

その後、裁判官が最終的な決定の内容を新聞に発表しました。なん度も読みましたが、なにが原因だったのか家庭裁判所でもわからなかつた、という結論になつていました。ただ、おぼろげに死んだせいかどうかということについても不明である、とやんわり否定してしまつた。

A少年の「離人症」を掘り下げる

そのなかで一つ注目すべきことは、精神科医の精神鑑定の言葉を引用して「そのときにこの子は離人症を発症していた」というのです。離人症とは精神病でなく、神経症の一種だといわれているのですが、あんまりつらい状態に人間がおかれているとそのつらさのために自我がこわれて

しまうことを防ぐために、自分の自我の外側にバリアを張って、外からの本当に
つらい悲しい自分をこわしてしまおうよ
うな、耐えがたいような刺激から自我を温
存し遮断するという、感覚を鈍麻させる
ような機能が、心理的防衛として働くの
です。つらい痛い病気で人間が病床につ
いているときに、ベッドで寝ている自分
を部屋の片隅の天井からまるで人ごとの
ように見ている自分がべつにいるという
ようなことをさして離人症ということです。

つまり、自分の外側に自分と分離して
無感動な自分をおいて、平気で見ていら
れような状態を離人症状態というのです。
これは、たいていの人が大変つらい手術
を受けるときに自分を分離させることを
やるのですが、これを長いつらい状態の
なかで、習慣化してしまおうと、自分が離
人症状態になってしまおう。ということ
は、つらいことはなんにも感じない代わりに
他人の痛みや他人のつらさも同じように
ぜんぜん感じなくなってしまう。だから
ぼくは、だれが犯人だかわからないとき
に事件そのものが離人症になった人間が
やったことじゃないかなと思っていたの

です。

自分の弟の友だちで顔見知りの相手を
「カメがいるところへ連れて行ってあげ
る。」といって山の奥へ連れこんで、首を
しめて殺して、殺しただけでなくてその
首をノコギリで皮から骨まで切って、そ
の首を抱えて、家までもって帰ってお風
呂場できれいにその顔を洗った。その目
じりと口のところをわざわざナイフで切
り裂いて、鬼のような顔につくりかえて、
自分の通っている学校の正門にそおっと
置きに行つて、帰ってきてそ知らぬ顔を
して、しかも、家族にもきょうだいにも
友だちにも気づかれないで平然としてい
られたというのは、離人症であるという
ことに間違いないです。

A少年を迫いつめたもの

しかし、どうしてももう一歩すすめてく
れなかつたのか。わずか十四年しか生き
てこなかつた子どもが、重大な神経症で
ある離人症を発生するところまで追いつ
められていた。その追いつめたものはな
んだつたのか、ということはどうして学

校の問題やなにかと結びつけてこの判決
は説明しないんだろう。その犯行声明文
そのものは、ほとんど判決のなかでは取
り上げなかつた。で、読んでいるうちに
ピンときたんです。

つまり、この離人症という言葉が「透
明な存在」というもう一つの言葉と響き
あっているじゃないですか。自己認識が
透明な存在であったということが、離人
症である証拠で、だから彼はかなり早く
から離人症状態になっていたんです。

離人症になり、人間らしさをここまで
失わされてしまったということに対して、
彼は義務教育と義務教育をつくりだした
世のなかというのを心の底からうらみ
をもってこの事件を起こしたんです。そ
れが、どうして一言もふれられなかつ
たんだろう、ということが悲しくてしか
たがない。

〈義務教育への怨念と呪縛〉を 再び問いただす

この神戸事件が義務教育の義務に対す
る怨念と、あるいはそういうことの呪縛

とのなかで、子どもがここまで追いつめられてこれをやっちゃったのだ、ということをもっと大声で明らかにしなかつたら、これから先どんなことが起こるかわかりません。

この神戸事件の問題を学校の現場で取り上げた人たちがいます。学校の先生たちが自分のクラスで神戸事件の話をしよう、とみんなに呼びかけ、A少年が書いたという犯行声明文のコピーをみんなに配り、真剣に読んだのです。読み終わつたあとの子どもの反応は、義務教育と義務教育に対するうらみだという言葉にも本当に共感できた、というA少年の犯行声明文に対する理解、共感の声が少ないクラスで三分の一、多いクラスでは半数を超えていたというのですね。子どもたちがどんなにつらい気持ちでいて、それがなんだかわからないというときにこの犯行声明文を読んだら目からうろこが落ちるような気持ちがあったというのです。

神戸事件というのはほんでもない本当に悪い事件です。でも、それをやった子ども側の側についてみたときに、これは理

解できないことではないのです。しかもそれが日本中の中学生たちにとって、いまにもおれも、もしかすると、そのところが透明な存在というところに追いつめられているじゃないか、という実感をもつような事件だったということがそこで理解できたのです。義務教育の問題をこのままにしておいてはいけないと思つたのはその時なのです。

その結果として、この神戸事件を真似た事件が起こつていおり、そういう事件を起こしている子どもともよく似ている神戸事件の子どもともよく似ているのです。

まず最悪の殺人という行為、しかも計画的に実行している。で、やっている子どもたちが全部とっていいほど全部、非行の前歴のない子で、それまで悪いことをしたことのない子です。本当に家庭でも学校でもいい子を貫いてきた子どもが、ある日ある時突然やっちゃう。これまで非難されるようなことはやったことがなかったような子どもが最悪の事件を起こしているのです。

〈二重のふるい〉をくぐり抜けてきた子どもの「非行」

つまり、この義務教育という言葉により子どもたちがどんなに追いたてられ、追いつめられているか。

やった子どもの側に立って共感的な理解をしながら解説してみますと、この子どもたちがそれまでいい子だったという意味は、授業についていけなくなつて、落ちこぼれて非行に走つたのではなかった、ということなんです。落ちこぼれてしまう子どもたちをむしろおれは大丈夫だと思つてうわずみの子どもです。また落ちこぼれないようにと思つてしがみついているうちに、体に変調をきたして学校に来られなくなるという不登校の子どもにもならなかった。その二重のふるいもくぐり抜けた、エリートでいられるような気持ちでいたプライドの高い子どもたちなのです。

でも、あるときやっぱりある一定の部分の子どもたちは「おれってなんのために生まれてきたんだらう。」ってことを突如として考えざるを得なくなるといふ悲

劇にぶつかる。これは人間の成長のなかでそういうことを考えなきやならないのが、当たり前でね、人間というのはそういうところが大変大事なんです。

でもその時におれつてなんのために生まれてきたのだろう、この世のなかってなんでできているんだろう、なんのためにいまの勉強やっているんだろう、という疑問を持った瞬間にうわずみでいられなくなり、学校の成績が落ちます。そこで自分の誇りを託していたものがガラガラとくずれパニックに陥り、混乱し、絶望し、あげくに自己嫌悪に陥ります。

そこで改めてまたもう一つの曲がり角があらわれます。まず一番多く起こることは高校生になってからそういう気持ちになった子どもたちは頭が痛くなったり、お腹が痛くなったり不登校になります。十七歳ぐらいになって不登校になった子どもというのは、それだけ揺れが大きく、そこまでもつていたのでからその反動が大きいのです。そこで不登校になった人のかかなりの部分が二十歳すぎても引きこもりになったままになってしまふ、そういう悲劇が起きます。

そしてもう一つの分類というのは、シンナーをやったり、覚せい剤をやったりドラッグのなかで自分をごまかそうとする。あるいはそれまで避けてきた落ちこぼれ集団に身を寄せていきます。

〈自罰〉から〈他罰〉へ

―自己破滅へ向かう若者たち

自己嫌悪に陥って自分を処罰するという形を、自罰傾向というのです。で、自罰傾向で自分がもう一度まわり道をして人間らしさをとり戻していく子どもたちはまだいいのです。自罰ができない子どもは他罰という傾向になります。自分を守るために他者を傷つける。家庭内暴力などがそうです。自己嫌悪に陥ったあまりに、とにかく親と無理心中してやろうかといわんばかりの勢いです。

親や家族に対して発揮することができないほどよい子だった子どもはどうなるかという、他人にやるのです。他罰傾向を家族以外の者に向けたという行動が今度のまさかと思われる事件なのです。だからこれは、精神科のお医者さんたち

にいわせるとほとんどのこういう子どもたちは自分を破滅に導こうとする潜在的な自殺行為だといえます。

自分一人で自殺すればいいものを、あまりにも誇りが高くあまりに他罰傾向が強いために、自分だけで死ぬなんてことができない。まずまっさきにやるのが一番弱い者を見つけて、それといっしょになって自殺するという形、これが神戸事件のようなケースです。

弱い者を見つけてということであきたらなかつた人間は、自分が自殺をするときの巻き込んでいく相手というものをこれならば自分の死とつり合いがとれるという最悪の犯罪を見つけてやる、これが昨年のバスジャック事件です。そういうものとして、わたしはあのような一連の問題を見ています。

自己嫌悪から〈社会と無理心中〉

―的はずれな少年法改正

普通の犯罪というのは必ず非合法的な行為をやったことよって自分がうまくいけばもうかることになるという感覚があ

るんです。でもこれらの事件は、どううまくいったって最後には自分の破滅しかないのです。わたしは、絶望して自己嫌悪に陥った子どもが社会との無理心中をした、というふうにみえています。そこまですべて子どもたちの一部は無理心中しなきゃならない心境にまで追いつめられている。いまの子どもたちの本当に大きな危機です。

それに対して、少年法を厳しくしないといけないという論法がどれだけ役に立つと思いますか？子どもたちは、計算してこんなことやっているんじゃない、もう、死ぬつもりでやっているんです。この神戸事件の犯行声明文でも、一番最後の方に書いてあるかというところ、「ぼくはこのゲームに命をかけている。捕まればおそろくつるされるであろう」要するにこれは彼の遺書なんです。そういう絶望的な自己破滅的な行動をとっている人間に対して、脅しておさまるはずがないじゃないですか。そういう脅しは、追いつめられている子どもたちのおとな不信がいっそう深刻になるだけの話です。

Ⅲ 今後の展望を見据えて

—少年の内側へ入る

絶対に許せない、腹が立って腹が立ってしかたないこと

こういう子どもたちとつきあうときに
 どういう展望をわたしが見いだしてきたかという話をしたいと思います。

鑑別所に会いに行き担当する子どもと面接すると相手がしらけた顔して、「先生おれはもう鑑別所だってこれで三回目なんだ。そのうえおれ、少年院を出てきたばかりなんだよ。まだ三カ月もたないうちに、同じことをやってまたここに入ってきたんだし、これ以上調べることないだろう。さっさとこんな面接なんかやめよう。『反省なんかまったくしてないから、もういっぺん少年院か少年刑務所に入れる』と書いてくれれば、裁判官だって納得すると思うよ。」なんていうんです。

そのときにわたしは「じゃあ、このまま帰ってもいいと思うけど、一つだけいいから質問に答えてくれ。」と。すると子どもの方も、「いいよ、一つなら答えてやるさ。」というから、これまで生きてきてこのことだけは忘れることができないくらい絶対に許すことのできない腹が立って腹立ってしかたがない思い出について話してくれとたのんだのです。「やだよ。そんなこと人に話せるか。」と、押し問答しているうちに、彼がそれまで自分の心の底にひめている腹が立ってこれだけは許せないというできごとを話してくれたのです。

その子の家は家族が多い貧しい家庭で、きょうだいも同じ学校に行っており、そこで多少問題を起こしていたのになにかというところ、あの子どもたちは、といわれるようになった。その子はそういうなかで育って、それでも特別な問題も起こさずにやってきました。

小学校五年生のときに、クラスで集金日に現金がなくなつて大変なさわぎになり、そのときに真っ先に疑われたのはA少年でした。その子は盗みなんてやって

なかった。でもおとなたちはやってない
といつても認めてくれずその後、放課後
教室に残されて担任の先生、学年主任、
生活指導主任がその一人の男の子を取り
囲んで白状しろ、と問いつめた。

どうしてもおほえがないと最後まで否
定しつづけて、いっそう緊張が高まって
きたときに、じゃあほかにだれがやっ
た？名前をあげてみるよ、と一人の先生
に聞かれました。彼は追いつめられてど
うしていいかわからない。だれがやった
のかもまったく思いあたらない。ふと同
じクラスの親たちにも教師たちにもとて
も評判のよいトップエリートで、けれど
みんなからは嫌われていたPTA会長の
息子が思い浮び、どうしてもというなら、
もしかしたらアイツじゃないかな、とそ
の子の名前をあげたのです。そうしたら、
その名前を聞いて先生は「よりによつて
その名前をあげるようになつちや、もう
おしまいだよ。われわれはやつぱりおま
えだという結論に達した。」といつて、そ
の調べが終わりました。

そのこと以来、なにが起こつてもおま
えがやったんだ、といわれるようになり、

学校の問題児としてレッテルを貼られた
のです。そのことが彼としては、本当に
心のなかに突き刺さったトゲだったので
す。

心の底にささったトゲを抜く

彼は「そのときの三人の教師の顔をい
ま思い浮かべるだけでも、体にふるえが
くる。でもやつぱりぼくが悪かったのか
な。」といいました。わたしは「きみは悪
くないよ！本当にきみはちつとも悪くな
かったんだ。ぼくもきみの話を聞いて体
がふるえるくらいくやし。でも、きみ
の心の底にね、それだけ痛いトゲがささ
っていたら、いい子になれないし、どう
したってゆがんだ行動しかとれないよ。
このままだと、トゲがもつと深くなつて
しまう。だから、その話を聞いた以上は、
そのトゲを抜く手伝いをさせてくれない
か。」と彼にたのんだのです。

「その三人をつかまえてきてきみにあ
やませたいと思うけれども、それはで
きないから、いまその話を聞いたぼくが
おとなの代表として、そいつらのかわり

にきみに心の底からあやまるから、許し
てもらえないか。」といつて、わたしはテ
ーブルの上におでこがつくぐらい頭を下
げて心からあやまりました。

立ち直りを支援

しばらくたつてから、ぼくはもう一回
鑑別所に行きました。彼は開口一番なん
ていったのかというと「このまえぼく先
生にすごく生意気な態度だったこと、反
省している。それと、先生専門家として
教えてくれないか。いまからでもいい子
になろうと思つたらなれるかな。」「なれ
るよ！ぜつたいいい子になろうと思つたら
なれる」ということは約束できるよ。」
「本当？大丈夫、いまからでもなれる？」
「っていうから、「うん、そのための援助だ
つたらぼくがいつしよけんめいするよ。
でも少年院や刑務所へ送るかどうか決め
るのは裁判官だよ。それにこれだけの悪
い資料しかないし、これからいい子にな
ります、というのを裁判官が信用してく
れるかどうかかわからないな。でも、最後
の手段がある。きみが自分がいま反省し

ていて、こういう気持ちになっている。なぜこんなことになってしまったのかということも含めて、自分史を書いてもらい。自分がもういっぺん最後の努力をしてみたいということが本当にわかるように手記を書いてもらい。そうしたらそれを裁判官へ持って行くよ。」

なん日かあとにわら半紙五枚くらいにびっしり書いた手記ができました。それを読んだ裁判官が「浅川さんね、あれだけやった子どもだから、またやるよね。でも、あの手記読んだらすぐには送れないよね。浅川さんごくろうだけれども、わたしといっしょにこの子にかけてみない？」といってくれたのです。

少年法の二五条に試験観察という規定があり、少年院に送ったり刑務所に入れたりという決定をする前に、一定の猶予期間において、その間調査官がその子どもを観察しながら第二回目の審判までに子どもがどうなったかというようすを見届けたうえで、最終決定をしようという制度があるのです。そういう試験観察にしてもいい、と裁判官がいい始めたのです。

それから大急ぎで職親さんをさがし、少年を見習いで入れることをたのみました。

第一回の審判が終わって職親さんのところに連れて行きました。すると一週間もたたないうちに電話がかかってきたのです。あつ、だめだったんだと思ったらその職親さんが「あの子すごく人の気持ちがよく読める子だね。おれがこうしてほしいと思うことをあの子ね次から次に先取りしてやってくれるんだよ。気働きがすごくある子だね。」というんですね。この子が本気になっていることがわかりました。

半年たったあとに職親さんが「本人ももう家へは帰りたいくないといっているし、わたしもこの子を手放したくない。ずっとうちで働かせることにしてくれないか。」といわれて裁判官も大喜びで、じゃあこの子の心底を見届けたからこれは許したい事件だけれども、今回にかぎっては処分をしないという決定で終わりにしましょう、という形でおわったのです。それ以来その子は再犯もなかったのです。

心の底にある二つの感情に学ぶ

—〈納得したい〉気持ちと差別への嫌悪

こういう経験をなん度もさせられます。本当に深刻な非行少年であればあるほどその子どもに即してみたとき、間違いない幼い段階からそれこそ取り返しのないような傷つけられ方をしているばかりか、深刻な子どもほどその心の底に深い傷があつて、場合によってはまだうずいているトゲまである、ということを調査官として教えられました。

もう一つ教えられたことは、傷つくきっかけです。子どもたちの心の底にあるとても大切な二つの感情があります。

一つはどんなにえらい人のいうことであろうと、親のいうことであろうと、教師のいうことであろうと自分の頭で考えて納得ができないかぎり「うん」といいたくないこと。それからどんなささいなことであれ、えこひいきと差別だけまっぴらごめんだ、ということ。この二つがあるからこそ、親や教師の不当な取り

扱いに対しカチンときて、親や教師に対して牙をむくのです。そしてこれが非行少年を不幸にし、傷つけています。だから、非行少年たちほどそういう感情をもっていないが、けつしてうかつに出さない。出せば出すほどまた傷つくにきまつているから、こつそりしまつておく。

だけどこれほど大事な感情はないし、そのことこそが彼らの最後の救いなのです。これは非行少年がもっているだけでなく、われわれも子どもたちもみんな持っている感情じゃないですか。だからその点で、親世代は考えないといけない。

子どもが親と教師を育てる

— そんないい関係をつくる

もっと大事なことは、そういう親子、あるいは親世代と子世代との間のぶつかりあいということこそが、なによりも大切な人間の成長のきっかけになるんだという事です。

親子関係でいえば、目線の高さを同じにして、ガンガンガンガンぶつかりあっていると、よけいな要求はけずりおとさ

れて、ギリギリの子どもの要求とギリギリの親の要求とのむき出しでぶつかり合うところまでにつまみます。そうしたときに、初めて親子の間の相互理解が始まるのです。

親の側、教師の側つまりおとなの側が一方的に子どもをこうあれかしと、育てているんじゃないか、育てては成り立たない。そうではなく、育てている側が育てられている側からの強い教育力によって、逆に育てられて親が親らしく子どもによって育てられ、教師が教師らしく教える子によって育てられるという関係をたどって、そういうふうにより子どもによって育てられた親や教師だけが成長できて、子どもたちと首尾よくいい関係を取り結ぶことができると思います。

そのことが民主主義社会における子育てのもっとも大切な原理なのです。

(子どもの権利条約フォーラム二〇〇〇 in 群馬「少年法」分科会講演より編集部が再構成し掲載した。)

世界が報じた家永教科裁判

浪本勝年・荒巻重人
教科書裁判国際委員会 編

A5判・200頁・税込定価2300円

目次

33年にわたる家永教科書裁判の終結をみて、世界各国が注目すべき報道をくだした。資料として世界の新聞報道も掲載。家永教科書裁判の集大成。

第1部 家永教科書裁判と国際社会

- 1章 外国の研究者とメディアからの反響に接して
- 2章 教科書裁判の国際的意義を考える
- 3章 国際的基準を法廷へ
- 4章 教科書裁判を世界に広める

第2部 世界が報じた最高裁判決

- 1章 家永教科書裁判と世界のメディア
- 2章 解説・世界のメディアの報道
- 3章 資料・世界の新聞報道

エイデル研究所

東京都千代田区九段北4-1-11

TEL 03-3234-4641 FAX 03-3234-4644

自治体と 子どもの権利条例

子どもの権利条例制定をめざす交流集会

パネリスト

山崎 信喜（川崎市教育委員会人権共生担当）

塩田 三恵子（子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局）

米田 修（千葉県子どもの人権条例制定を推進する協議会設

立準備会呼びかけ人）

まとめ

藤井 幹夫（子どもの権利条例ネットワーク事務局長）

はじめに

この集会は、二〇〇〇年十一月二十六日、子どもの権利条約フォーラムの第五分科会としておこなわれたものです。

パネリストは、川崎市で子どもの権利条例づくりの事務局となっている川崎市教育委員会人権共生担当の山崎信喜さん、東京都で子どもの権利条例の制定を進めるために組織された東京市民フォーラム事務局の塩田三恵子さん、千葉で救済のための第三者機関設置を含む子どもの人権条例制定を推進する協議会設立準備会呼びかけ人の米田修さんの三名、そして、

コーディネーターと司会は子どもの権利条約ネットワーク副代表の荒牧重人さんでおこなわれました。

集いのねらい

はじめに、コーディネーターの荒牧さんから集いのねらいについて説明がありました。すでに子どもを対象とした条例づくりは、箕面市の条例など始まっていて、この十二月には川崎市で総合条例が成立の見通しとなっています。また、高知や三重では県知事が条例づくりを表明し、多治見市では条例づくりの準備に入っています。こうしたなかで、いま、子



パネリスト（左より米田修さん、塩田三恵子さん、山崎信喜さん、）と司会の荒牧重人さん

どもの権利条例がなぜ必要か、どういう中身にすべきか、それぞれの地域にふさわしい法的拘束力をもった条例がなぜ必要か、課題はなにかなどを、行政の担当者、条例制定を推進する市民団体の担当者の報告を交えて、検討をすすめていきました。

川崎の条例づくり

まず、子どもの権利条例づくりの事務局となっている教育委員会の山崎信喜さんから、条例をなぜ作るのか、どんなプロセスで作るのかを中心に説明がありました。

川崎市は以前から市の方針として人権擁護施策にとりくんできた歴史があり、また現市長が選挙公約に子ども条例づくりを掲げて当選したという背景もあり、さらに、八十年代に起きた金属バット事件をきっかけに、教育を地域で話し合う実績ができていったそうです。そこで、条例づくりにも市民、子どもたちが参加して、まずは市民ベースで条例の骨子案を作り、この骨子案を受けて市が条例案作ってそれを市議会へ提出、というプロ

セスで進むことになったそうです。

また、行政の縦割りの弊害を克服することも考慮し、一、全庁的体制で、二、川崎に根ざして、三、市民とともに作る、ことを理念としてとりくんだそうです。とくに、作る段階から行政と市民が協力していかないと条例ができてからでは条例の実効があらぬという考え方を大切にしました。

条例づくりの具体的な経過ですが、九年九月から子どもの実態把握のため子どもたちや市民に意見を求め、これを活かして九九年六月に条例づくりのための中間まとめとして発行しました。この実務には専門家、市民、子どもたちがあたりました。

このなかで、条例に四つの柱をたてました。それは、一、条例に理念をたてる二、子どもの参加の保障 三、権利侵害からの救済 四、権利条例を機に市の施策を見直し、第三者機関による評価、の四つです。この中間まとめを市民に提起し、市民集会などを通じて数回のチャッチボールがおこなわれたそうですが、とくにユニークなのは、市民サロンと呼ばれるグループができたことで、これは市



子どもからの報告

民が自由に参加して、検討経過をウォッチするというもので、建設的なやりとりができたそうです。また、条例実施後は、PR役にも、監視グループにもなってもらう期待がもてるということでした。

こうしたやりとりを受けて、二〇〇〇年三月に第一次骨子案が発表され、ふたたび市民や子どもたちの意見・提案をもち、最後に市の事務担当である条例検

討連絡会議で最終案が策定され、市長に答申された上で市議会に上程されるそうです(その後、二〇〇〇年十二月二十一日に市議会を通過し、二〇〇一年四月には実施されることになりました)。

この条例は七章だてになっていて、第一章から第三章が家庭や地域での権利保障、第四章が参加、第五章が行動計画、第六章が保障状況の検証、第七章が雑則となっています。

この条例は、子どもの権利保障や救済だけでなく、地域や学校への参加の権利も保障する日本で最初の総合的条例となりました。

条例制定にむけた東京での取り組み

次に、東京都子どもの権利条例の制定を進めるために組織された東京市民フォーラム事務局の塩田三恵子さんから経緯や現状についてお話がありました。

東京都では、かつて青島都知事時代に、福祉局、生活文化局、教育庁を中心に総合的な子どもの権利条例づくりをめざすことが確認されてきました。しかし、道徳教育を柱とした石原都知事による「心

の東京革命」行動計画が動き出し、子どもの権利保障を柱とした条例づくりが危うくなってきているということで、子どもの権利にかかわるいくつかの市民団体が呼びかけて、市民による条例推進の活動が始まり、二〇〇〇年十一月に子ども権利条例東京市民フォーラムが設立されました。

市民フォーラムでは、いま、条例の目的や中身についての議論がなされていますが、これまでの都の検討経過の検証も必要なので、これを確認しておきます。

都で子どもの権利擁護についての検討が本格化したのは、青島都知事になってからで、一九九八年に福祉局の児童福祉審議会が第三者機関の設置と条例制定を意見具申し、子どもの権利擁護システム検討委員会でも条例化をめざす答申が出されました。また、子どもの権利擁護委員会はいじめや虐待などに対応するSOS電話の試行を開始し、生活文化局でも青少年問題協議会で第三者機関の設置と総合的条例制定の必要を答申したそうです。こうした経過から、二〇〇一年三月には条例制定の方向だったのに、石原知事になってから変化し、昨年九月の時点

では条例制定の方針が消えてしまったそう
です。

東京都の動きは全国の自治体における
条例づくりにも大きな影響を及ぼすこと
が予想され、東京でも地域からの権利実
現の流れを作り出していくことが重要だ
というお話でした。

条例制定にむけた千葉でのとりくみ

また、千葉県で子どもの人権条例制定
を推進する協議会設立を呼びかけている
米田修さんから、市民による条例推進活
動の背景や目標などの説明がありました。

千葉ではこのところ、学校や施設で教
職員による問題行動が続発しました。児
童擁護施設恩籠園で子どもに対して職員
のわいせつ行為や虐待が明らかになり、
施設の閉鎖性が問題となりました。また、
教員による生徒へのわいせつ行為に対し、
県の監督機能が十分に働かず、身内をか
ばうような姿勢が問題となりました。

確かに、人権侵害から子どもを救済す
る第三者機関設置などの条例制定が必要
だが、それには県民が子どもの人権につ
いて共通認識を持つ必要がある、その上

に条例づくりをしないと意味がない。現
実には、条例化への道のりはハードルが
高いが、市民のヨコのつながり、ネット
ワークを作って行政に対応を迫ってい
きたい。難しい状況もあるが県教委の担
当者ともつながりはできているので働き
かけを続けたい、という米田さんのお話
でした。

条例づくりに参加した子どもから

―全体討議

特に、川崎の条例づくりに参加してい
る子どもたちと、会場のおとなたちとの
意見交換の場が持てたことがとても有意
義だったと思いました。

条例づくりに参加している子どもたち
からは、「はじめは条例ことさえ知らな
かったが、活動を通じて理解が進んだ。」
「子どもを取り巻くすべての環境をへまち
と考えた。」「条例案の子ども版を作った
が、もとの案は字ばかりで難しいことが
あらためてわかった。」「学校以外の居場
所もほしくて参加した。」「人が好きだか
ら町も気になって参加した。」などの感想
が述べられた。

これに対し、おとなから子どもたちへ
「自分に権利があると知ってから自分のこ
とをどう思うようになりましたか？」と
の質問がでた。ある子どもは、「いやなこ
とがあったとき、それが権利侵害だとわ
かるようになって、(自分のせいではない
とわかって)ほっとした。」と答えた。

また「おもしろい場所とは？」の質問
には、「自分を認めてくれる所、自分を変
えてくれる所、自分が納得できる所。」と
答えているのが印象的であった。

なお、参加者(おとな)からは、「学校
は、おとなの作った理想の子ども像から
引き算をして、いまの生徒はどこかが
足りないという考え方で教育をしている。
ほんとは、子どもと教員で作るもの。川
崎の条例は全市で作っている。これがあ
たりまえのこと。」という意見が出されて
いた。